

日本共産党の福島かずえです。

私は日本共産党宮城県会議員団を代表して、今議会に提案された議案103件のうち19件に反対して討論します。

反対する議案番号とその理由については以下、順次申し上げます。

初めに予算関連議案について、6点に整理して述べます。

第一は、復興予算についてです。

大震災から七年が経ち、被災者への支援は重要な局面を迎えています。

一つは、医療や介護費の全額補助など、国が期限を設けているために、住んでいる自治体によって支援策が終わり、あってはならない自治体間格差がますます激しく生じていることです。被災者生活再建支援金も福島県や岩手県は基礎支援金の申請期限をさらに延長しているのに、宮城県はこの4月10日で終了します。百万円から三百万円の支援金を受け取れる世帯が仙台市だけでも、千世帯ほど残されているのに、その窓口を閉じます。

二つめは、家賃がかからなかった仮設住宅を退去したため、家賃や住宅ローンなどの支払いが多く被災者の経済的負担になってきています。

三つ目は、震災孤独死と、「関連死」と思われる被害が増えていることです。

四つ目に、「在宅被災者」と言われる、支援が行き届いていなかった方たちの存在がようやく明らかになっていることです。

被災者のいのちと健康を守ることや安心して暮らせる住まいを保障する支援策はますます充実が求められていきます。

ところが知事は、「市町村の判断を尊重する」と言って、被災者医療にはお金を出さず、災害公営住宅の9年目からの家賃値上げにも、県としての役割を果たそうとされています。

第二に医療・福祉への取り組みの問題です。

2019年度で廃止が決まった循環器・呼吸器病センターでは、職員34人が再就職先に栗原中央病院を希望していますが、17名程度の看護師しかその見通しがたちません。職員を苦境に追い込む廃止を前提とする病院機構運営費予算は認められません。

大崎市民病院の救急救命センターへの救急医療施設運営費補助金が、1億2000万円から9907万円に減らされ、2020年度まで段階的に減額されます。大崎市民病院に救急患者が集中している中での補助金カットは反対です。

債権回収の民間会社委託が母子父子寡婦福祉資金は今年度途中から、すでに行われており、旧拓桃医療療育センター使用料は新年度から始まりませ。債権回収は、あくまで生活実態をふまえて行政の責任で解決すべきです。

母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算は、債権管理システムにマイナンバーを接続する予算50万円を計上しています。インターネットへの不正アクセスや誤送付など、全国で情報漏洩が問題となる中、マイナンバーに接続するシステム改修費は認められません。

国民健康保険の県単位化によって国民健康保険特別会計が設置され、1943億円計上されています。県の納付金の決定によって各市町村の住民の保険料がどうなるのかが、具体的に示されなままの予算審議であり問題です。

また、県単位化によって導入された保険者努力支援制度は、健診受診率や収納率などで国の交付金の配分に差をつけ、都道府県と市町村に医療費抑制を競わせ、住民には督促強化を強いるものでやめるべきです。

第三は、こどもたちへの支援が全国の最低水準にあることです。

毎年県民から強い要望があがり、県議会でも請願を採択してきた私学助成は、県単補助を半減させ、県民の願いに逆行しています。

「35人学級」について、郡和子仙台市長が中学校全学年での実施に踏み出しましたが、村井知事が「哲学の違い」と言って背を向け続けているのは大問題です。

また国際バカロレアの仙台二華高校への導入は、教育関係者の協議や検討を抜きに、知事のトップダウンで進められ、同意できません。

東日本大震災みやぎ子ども育英基金は、震災遺児・孤児の支援に寄せられた寄附金を流用する方針に転換した結果、遺児・孤児に届けられる支援金は集まったお金の34%だけです。岩手県や福島県の半分程度の支援金額にとどまっている現在の制度設計をあらため、支援金を倍額にすべきです。

第四に、環境保護と住民の立場にたっていない環境・エネルギー政策です。

石炭火力発電所である仙台パワーステーションと周辺自治体との協定細目において、「事業者側が」環境コミュニケーションを自主的、積極的に推進しているとは決していえない」という自治体の意見を県は非開示にしました。事業者と県に都合の悪い情報を隠しているようにしか思えません。石炭火力発電は時代遅れのものであり、地球温暖化防止に逆行しています。周辺地域の環境への悪影響を調べるため、少なくとも2箇所の常時観測施設が必要にもかかわらず、これに応えようとしていません。

放射能汚染廃棄物の焼却処理の安全性への疑問が払拭されていません。それ

なのに「安全性が確認されている」として、焼却処理をすすめるのは問題です。「国の言うことを信じてやっていく」と答弁されていますが、厚生労働省のデータ違いや財務省文書の改ざんなどが生じています。「国の言うことを信じる」だけでは、県民の命も暮らしも守れません。県が自ら安全性を証明できるまで、焼却処理を中止するよう強く求めます。

水素エネルギーは自動車に活用するととなると極めて非効率的です。電気をつくり、そのまま電気自動車として利用した方が遥かに効率的です。燃料電池自動車（FCV）に特化した予算のあり方はたださなければなりません。見直しを強く求めます。

第五に、「創造的復興」の名で推進されてきたハード優先の施策や誘致企業への便宜、民間化に委ねる取り組みに矛盾と問題が広がっていることです。

住民合意の無い防潮堤整備は強行すべきではありません。同時に、途中であっても、地域と生業の再興との矛盾が生じた箇所は見直しを含めた対応を求めます。

300億円という巨額を投じる広域防災拠点事業について、すでに土地基金で買い取った96億円余の土地代金を戻すため、土地取得特別会計に約10億円が計上されています。宮城野原という場所選定の不透明さ、長町利府線断層帯の直近に整備することの問題点、国の指針とも整合性が無いことなどから、この土地取引には同意できません。JR貨物に対する移転補償は、新年度も前年同額の約19億円が予算化されましたが、肝心の協定書が締結されておらず、前年度分は繰り越しとなっています。県議会に算定根拠も示されないままであり、認められません。

仙台北部工業用水道の濁度対策事業として、発展税から新年度は8567万円、今後3年間で合計12億676万円も出すのは問題です。濁度対策は企業局の責任で対応すべきです。「整備費用を料金に転嫁することはユーザー（である企業）から理解が得られない」という、説明は納得できません。

上工下水一体官民連携、民間化のため、公共施設等運営権設定業務委託費が新たに組み込まれました。事業条件の整理、事業スキームや事業者選定の方法、実施方針や要求水準書案の作成、VFMの検討分析など、上工下水一体の民間化の骨格部分が、そのまま委託の対象です。あまりにも前のめりの予算となっており、2億円の委託費が予算化されている特別会計に同意できません。

第六に、財政運営について、震災以来の「ためこみ」手法が依然として継続されている一方で、必要な施策が滞っていることです。

県内5箇所的高等技術専門校の狭隘化や老朽化対策の施設費が、年々縮小さ

れ、新年度は、わずか1539万円にされたことです。こんなことでは、とても計画的な設備や機器の充実はできません。こういう予算を削るのはやめるべきです。

税収増と歳出抑制によって生まれた余剰金を年度末に各種の基金に積んで、黒字を少なく見せる手法が震災以来続いています。この3年間、2015年度補正で約100億円、16年度補正で約30億円、17年度補正で約40億円を積んでいます。その結果、例えば2010年には530円しかなかった「県庁舎等整備基金」はいまや139億円まで膨らみました。

他方、医療費や住まいの確保など本当に必要な被災者支援や住民に求められている福祉や医療、介護、教育にはお金をケチるという財政運営が進められました。各種基金に巧妙にお金をためこむやり方をやめ、県民や被災者を主役にした財政運営に転換することを強く求めます。

以上の理由で議第1号、3号、4号、10号、12号、14号、15号、112号、114号、120号の各号に反対します。

なお、介護機能構築事業費1887万円は、マンションや災害公営住宅等において特養ホームと同等の介護機能の構築に向けて、人的体制や施設基準の規制緩和について調査・研究を行い、モデル事業を行うための予算です。専門性の後退と安上がりな介護につながりかねない懸念を指摘しておきます。

次に、予算外議案について述べます。

議第17号議案、「介護医療院の施設に関する基準を定める条例」は、医療費削減のために、ベッドを減らし、医療の必要性も介護度も高い患者さんをより安上がりな施設に移行させようとするもので認められません。

議第18号議案、「職員定数条例の一部を改正する条例」は、学級数が減少したとの理由で学校教職員定数を64名削減しようとするもので、教員を減らすことに反対です。

議第37号、40号、42号、43号は、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法などの法律を一括して改定した「地域包括ケア強化法」に基づいて、介護サービス及び障害者福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例です。これらの条例で新設された「共生型サービス」は、障がい者のサービス利用を抑制する「65歳以上の介護保険優先」を固定化させるとも

に、介護と障がい者福祉それぞれの専門性を蔑ろにし、少ない人手で安上がりな福祉を進めることになり、いずれも認められません。

議第47号議案、「国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例」で定められた「交付」の拠出金負担の規定は、災害等で被害を受けた市町村の住民の保険料値上げを招くもので反対です。

議第128号議案、「民間資金等活用事業検討委員会条例の一部を改正する条例」は、いわゆるPFI法の改正に基づくものです。2013年の法改正以降もそのままにして、2009年以降開かれてこなかった検討委員会を新年度に開く理由は、私どもが懸念と反対を表明してきた、上地下水一体官民連携、民間化をすすめるためであり、同意できません。

議第129号議案、「住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は一昨年、同事務事業においてマイナンバー利用を可能とした条例改正と一体のものであり、個人のプライバシー保護、情報漏れの防止の観点から、賛成することはできません。

以上、反対する各号議案についてその理由を述べてまいりました。

新年度は、東北電力が女川原発2号機再稼働に地元同意を求める可能性が浮上しています。適合性検査に疑問がもたれ、十分な避難計画もまだできていません。地元新聞の調査でも7割の県民が再稼働に反対しています。

こういう時に、知事が県民の不安にこたえ、安全安心を守る立場に立って、「再稼働には反対」と明確に意思表示できないことは、とても残念だと申し添えて討論いたします。4610字